平成２４年（フ）第２２２号
北九州市八幡西区岩崎１丁目６番２号
債務者　古賀三津子（旧姓坂口）
１　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７０号
北九州市八幡西区折尾３丁目12番46―308号
債務者　樋口　英明
１　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８３号
北九州市小倉南区徳力団地13番505号
債務者　福井　愛子
１　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９２号
北九州市小倉北区赤坂３丁目８番19―202号
債務者　伊藤　優佳（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９４号
北九州市八幡西区熊手１丁目１番31号
債務者　黒崎ワシントン靴店こと　池永　　誠
１　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９５号
北九州市八幡西区熊手１丁目１番31号
債務者　池永　君子
１　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７号
青森県弘前市大字城南４丁目６番地７
債務者　梅原ひとみ（旧姓成田）
１　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３６号
千葉県柏市豊四季814番地５　奥富マンション109号
債務者　原　　寛
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５０号
千葉県柏市新逆井１丁目13番10号
債務者　佐藤ひかり
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７７号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町30番地の１コーポ中松102号
債務者　石塚　照光
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７９号
千葉県野田市上花輪1314番地の９　すみれハイツ102
債務者　佐藤　正貴
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９７号
千葉県流山市南流山５丁目１番地の４　クラウン南流山103
債務者　寺門　慶介
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９９号
千葉県柏市南増尾７丁目11番３号
債務者　相内　　聡
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１６号
千葉県松戸市小金原９丁目17番地の32
債務者　宮原　　郁
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１９号
千葉県流山市大字西深井177番地の４
債務者　鈴木　昌代
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２１号
千葉県柏市増尾６丁目14番９号　クレールハイツ５号
債務者　塚原　　保
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３５号
青森市大字三内字丸山47番地５　ハイツエミ３号
債務者　齊藤　聖子
１　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係